

政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況

Ⅰ 政策等の評価の種類

政策評価

Ⅱ 実施状況

1 政策評価の対象

- 評価対象
 「平成25年秋田県警察運営の基本方針と重点目標」にある「重点目標」のうち、次の4項目
- 1 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
 - 2 交通死亡事故の抑止
 - 3 少年非行防止・保護総合対策の推進
 - 4 被害者支援の推進

2 政策評価の実施時期

平成26年7月

3 政策評価に用いたデータ等

- 政策を取り巻く治安情勢
 政策を構成する施策の推進状況及び評価結果
 政策の推進状況に関する県民の意識

4 政策評価に用いた観点及び判定基準

政策評価は、政策を構成し警察本部長が行う施策の評価結果、県民の意識、政策に関連する治安情勢の変化等を踏まえた施策の優先性に観点を置き、施策の評価結果を判定基準とした。

総合評価の基準

判定区分	判定基準
A : 「順調」	政策評価は、政策を構成する施策の二次評価を踏まえて、総合的な観点から評価を行い、A「順調」、B「概ね順調」、C「遅れている」の3段階に判定する。
B : 「概ね順調」	
C : 「遅れている」	

III 政策評価結果の概要及び政策等への反映状況

番号	政策名	施策名	政策の評価	総合評価の要旨	評価結果の反映状況
1	犯罪の起きにくい社会づくりの推進	街頭活動の強化と「秋田県地域安全ネットワーク」等による地域安全活動の推進	順調	<p>秋田県地域安全ネットワーク等による地域安全情報の提供、住民要望の把握、地域安全活動に対する支援等を積極的に実施した結果、自主防犯ボランティア団体による自主的なパトロール、住民に対する広報啓発活動等、地域住民による地域安全活動が活発に行われている。また、それぞれの地域における犯罪の発生時間、場所、手口等犯罪情勢的確な分析に基づく犯罪の抑止対策、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を積極的に推進したほか、犯罪の検挙活動を強化した。</p> <p>その結果、刑法犯認知件数は12年連続して減少し、3年連続で全国最少となり、検挙率が7年連続で50%を超え全国トップクラスを維持するなど、本政策は順調に推進されている。</p>	<p>本政策の推進により、刑法犯認知件数の減少、全国トップレベルの検挙率の維持等、治安回復に向けて一定の成果を挙げることができたが、凶悪な犯罪の発生、高齢者を中心とした特殊詐欺被害やストーカー・DV等女性が被害に遭うおそれの高い事案が増加するなど、県民の治安に対する不安の解消には至っていない。</p> <p>これらの情勢を踏まえ、県民が求める安全で安心な地域社会を実現するためには、本政策をより発展させたものとして、地域住民や自治体等関係機関・団体とのさらなる連携協働により、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を重点的に推進し、犯罪の起きにくい社会を作り上げるための活動を推進する。</p>
2	交通死亡事故の抑止	<p>高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進</p> <p>飲酒運転等悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの推進</p> <p>安全で快適な交通環境の整備</p>	順調	<p>高齢者安全・安心アドバイザー、警察官、関係機関・団体等の職員が高齢者宅を訪問して行う個別の交通安全指導や、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催して、高齢者に対するきめ細かな交通安全教育活動を推進したほか、各種交通事故防止対策や街頭キャンペーン等を推進した。取締りにあつては、交通事故に直結する飲酒運転等の悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いて実施した。</p> <p>また、通学路危険箇所への信号機の新設や高輝度道路標示等の整備、バリアフリー対応信号機の設置による交通弱者対策、信号機のLED化や道路標識の自発光化による高齢運転者対策、その他の交通安全施設の整備・拡充による総合的な交通安全対策を推進した。</p> <p>その結果、平成25年中の交通事故は、死者数は前年比6人増加したものの2年連続して40人台を維持したほか、発生件数、負傷者数は10年連続で減少し、第9次秋田県交通安全計画の目標達成に向け、本施策は順調に推進されている。</p>	<p>平成25年中における交通事故は、死者数が前年比6人増加し、また全死者数に占める高齢者の割合は平成14年以降連続して5割を超えている状況にある。また、飲酒運転やシートベルト非着用の死亡事故が依然として発生している。</p> <p>これらの交通情勢を踏まえ、引き続き、高齢者対策を最重点とした交通事故防止対策を推進するため、地域住民や行政及び警察が一体となり、「人優先」の交通安全思想の普及・啓発に努めるとともに、悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りのほか交通事故発生状況の分析等に基づいた交通事故抑止に資する取締りの実施、交通信号機、道路標識等の交通安全施設の整備・拡充、効果的な交通規制の実施など総合的な交通事故防止対策を推進する。</p>
3	少年非行防止・保護総合対策の推進	非行少年を生まない社会づくりの推進	順調	<p>なまはげNEWS隊による非行及び犯罪被害防止活動や大学生少年サポーター等による立ち直り支援活動、少年指導委員の巡回活動、スクールサポーターによる学校や地域と連携した各種活動、チャイルド・セーフティ・センターによる24時間体制での子どもSOS対応活動等の少年非行防止・保護総合対策を積極的に展開した結果、平成25年中の県内の非行少年数は298人であった。</p> <p>また、平成14年から毎年減少していた非行少年数が平成21年から増加したが、本事業を継続して実施したことにより、平成23年から3年連続して減少し過去最少となるなど、少年の規範意識及び被害防止意識の向上に大きな効果が見られ、本政策は順調に推進されている。</p>	<p>県内における平成25年中の非行少年数は298人で、前年と比べ大幅に減少したものの、インターネット上の違法・有害サイトを利用した非行・犯罪被害が後を絶たないなどの少年を取り巻く環境が悪化している現状を見ると、社会環境の変化や規範意識の低下等によって急激に増加に転ずる側面を持っているため、より一層の対策が求められている。</p> <p>さらに、少年による悪質な事件や少年の福祉を害する犯罪の被害、児童虐待事案等が社会問題になっていることから、少年の非行防止活動とともに犯罪被害防止活動を強力に推進し、地域ぐるみの非行防止及び保護対策を定着させる必要がある。</p>

番号	政策名	施策名	政策の 評価	総合評価の要旨	評価結果の反映状況
4	被害者支援の推進	被害者の視点に立った警察活動の推進	順調	<p>診断書経費等の公費負担、犯罪被害者等に対するカウンセリング等を適切に実施し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減と被害の早期回復を図るとともに、「命の大切さ学習教室」等の開催、犯罪被害者支援大学生ボランティアを活用した広報啓発活動を通じ、犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めるなど、犯罪被害者等の視点に立った警察活動を推進した。</p> <p>また、平成25年4月に施行された「秋田県犯罪被害者等支援条例」に定める「犯罪被害を考える日」に向けて、県や（公社）秋田被害者支援センター等と連携して、新たに「犯罪被害者支援フォーラム」や街頭キャンペーン等を実施し、犯罪被害者等に対する県民への理解浸透を図るなど、本施策は順調に推進されている。</p>	<p>警察は、犯罪被害者等に最も身近な機関として、各種犯罪被害者支援活動において中心的な役割を担うとともに、第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画に定める県警察として実施すべき各種施策を着実に推進するほか、関係機関と連携し、各種機会を捉え、県民に犯罪被害者等への理解浸透を図るための広報啓発活動を積極的に推進する。</p> <p>また、各種公費負担制度や被害者支援カウンセラー等を引き続き積極的に運用するとともに、関係機関と一層連携を図り、犯罪被害者等の多様なニーズに応じた支援を適切に推進する。</p> <p>更に、小・中学生及び高校生を対象とした犯罪被害者等の講演会「命の大切さ学習教室」や大学生による犯罪被害者支援に関するボランティア活動等の施策を継続して実施し、犯罪被害者等への配慮や協力する意識を涵養するとともに、規範意識の向上を図り、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりに向けた気運を醸成する。</p>

政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況

Ⅰ 政策等の評価の種類

施策評価

Ⅱ 実施状況

1 施策評価の対象

- 評価対象
「平成25年度秋田県警察運営の基本方針と重点目標」の「重点目標」にある実施項目のうち、予算措置をして行う事業（予算事業）を伴う事項
- 評価件数
6件

2 施策評価の実施時期

- 施策所管部長による一次評価 平成26年6月
- 警務部長による二次評価 平成26年7月

3 施策評価に用いたデータ等

- 治安情勢
- 県民のニーズ、反応等
- 施策の推進状況

4 施策評価に用いた観点及び判定基準

観点	観点の内容	判定基準
<input type="checkbox"/> 必要性	施策を取り巻く治安情勢、県民のニーズを踏まえた必要性	A：「必要性が高い」
		B：「必要性がある（普通）」
		C：「必要性が低い」
<input type="checkbox"/> 有効性	施策を取り巻く治安情勢からみた有効性	A：「有効性が高い」
		B：「有効性がある（普通）」
		C：「有効性が低い」
<input type="checkbox"/> 緊急性	施策を取り巻く治安情勢を踏まえた緊急性	A：「緊急性が高い」
		B：「緊急性がある（普通）」
		C：「緊急性が低い」

総合評価の基準

総合評価の内容	判定基準
上記観点からの評価結果を基本に、施策の今後の推進方向について総合的に評価	A：「着実に推進」
	B：「改善を図りながら推進」
	C：「見直しが必要」

III 施策評価結果の概要及び政策等への反映状況

政策名	施策名	一次評価			総合評価	二次評価	評価結果の反映状況		
		各観点の評価結果							
		必要性	有効性	緊急性					
1	犯罪の起きにくい社会づくりの推進	1	街頭活動の強化と「秋田県地域安全ネットワーク」による地域安全活動の推進	A	A	A	B 改善を図りながら推進	A 着実に推進	秋田県地域安全ネットワークを活用した情報発信活動のほか、防犯教室・不審者対応訓練等の開催、地域住民、関係機関・団体等と連携した自主防犯パトロール活動、防犯ボランティア等の活動支援による子供見守り活動等各種活動を活発に推進した結果、刑法犯認知件数の減少と刑法犯検挙率の高水準を維持するなど犯罪抑止の効果が認められるところであり、本施策は着実に推進されている。 一方で、特殊詐欺被害やストーカー・DV事案への対応が増加傾向にあることから、犯罪の発生実態に即した活動を、更に一層推進していく必要がある。
2	交通死亡事故の抑止	2	高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進	A	A	A	A 着実に推進	A 着実に推進	高齢者世帯に対し、直接家庭訪問して行う個別の交通安全指導及び防犯指導や、高齢者対象の交通安全教室等を積極的に開催するなど活発な活動が行われたことにより、高齢者の交通安全意識の高揚が図られ、高齢者運転者による交通事故や高齢死傷者数が減少するなど本施策は着実に推進されている。
		3	飲酒運転等悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの推進	A	A	A	A 着実に推進	A 着実に推進	悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進することにより、運転マナーの向上等交通の安全に対する運転者の意識の高揚につながっているほか、シートベルト・チャイルドシートの確実な着用により交通事故発生時の被害の軽減が図られるなど、県民生活の安全を確保するため有効な施策と認められる。 平成25年中の交通事故は、前年比で死者数が増加したものの2年連続で50人を下回ったほか、発生件数及び負傷者数が10年連続で減少するなど交通安全教育や交通施設の改善等の施策と併せて交通指導取締りの効果が認められ、本施策は着実に推進されている。
		4	安全で快適な交通環境の整備	A	A	A	A 着実に推進	A 着実に推進	交通情勢の変化及び県民のニーズを踏まえた交通安全施設の整備・拡充が計画的に推進されており、県民が求める安全・安心な道路交通環境を整備し、交通死亡事故を抑止する上で有効な施策である。 引き続き、必要な予算の獲得を図り、交通安全施設の整備を推進していくことが必要である。
3	少年非行防止・保護総合対策の推進	5	非行少年を生まない社会づくりの推進	A	A	A	A 着実に推進	A 着実に推進	各種事業を積極的に推進したことにより、非行少年数の減少傾向が維持されるなど少年の規範意識及び被害防止意識の向上に大きな効果が見られ、着実に推進している。チャイルドセーフティセンターについては、本年度勤務態勢の見直しを図り活動中であるが、非行及び被害防止に有効な施策である。 少年の健全育成を地域にさらに定着させるためには、引き続き、地域が一体となって非行防止活動及び健全育成活動を継続して推進することが必要である。
4	被害者支援の推進	6	被害者の視点に立った警察活動の推進	A	A	A	A 着実に推進	A 着実に推進	「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行され、県全体で犯罪被害者支援施策が推進される中において、犯罪被害者等のニーズに的確に応じた支援を推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、新たに制定された「犯罪被害を考える日」を周知するための広報啓発活動等を積極的に実施し地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るなど、犯罪被害者支援施策の着実な推進が認められる。

政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況

Ⅰ 政策等の評価の種類

事業評価（中間評価）

Ⅱ 実施状況

1 事業評価（中間評価）の対象

- 評価対象～評価実施年度の当初予算及び補正予算に計上されている次の事業
- ・ 政策予算に係る事業（ただし、県有施設等の維持事業、部内事業で直接県民を対象にしない事業を除く。）
 - ・ 経常予算に係る事業のうち、県民の安全対策として継続している事業
- 評価件数
9件

2 事業評価（中間評価）の実施時期

- 事業所管課長による一次評価 平成26年5月
- 警務課長による二次評価 平成26年6月

3 事業評価（中間評価）に用いたデータ等

- 治安情勢
- 県民のニーズ、反応
- 事業による効果

4 事業評価（中間評価）に用いた観点及び判定基準

観点	観点の内容	判定基準
<input type="radio"/> 必要性	<input type="radio"/> 現状の課題に照らした妥当性 <input type="radio"/> 住民ニーズに照らした妥当性	A：「必要性が高い」
		B：「必要性がある（普通）」
		C：「必要性が低い」
<input type="radio"/> 有効性	<input type="radio"/> 事業目的の達成状況	A：「有効性が高い」
		B：「有効性がある（普通）」
		C：「有効性が低い」
<input type="radio"/> 効率性	<input type="radio"/> 事業の経済性の妥当性	A：「効率性が高い」
		B：「効率性がある（普通）」
		C：「効率性が低い」

総合評価の基準

総合評価の区分	総合評価の基準
A（妥当性が高い）	全ての観点の評価結果がA
B（概ね妥当である）	総合評価の基準がA，C以外の場合
C（妥当性が低い）	いずれかの観点の評価結果がC

III 事業評価（中間評価）結果の概要及び政策等への反映状況

施策名	事業名	一次評価				二次評価		評価結果の反映状況		
		各観点の 評価結果 必要性	効果 有効性	効率 率性	総合 評価	対応 方針	総合評 価			
1	街頭活動の強化と「秋田県地域安全ネットワーク」による地域安全活動の推進	1	地域と連携した防犯体制の整備事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	刑法犯認知件数が年々減少するなど本事業の有効性が認められるところ、一方で、ストーカー・DV事案、子供に対する声かけ事案、特殊詐欺事件が増加している現状から、本事業を継続し、地域住民、自治体等との連携をさらに強化した協働による地域安全活動を推進する必要がある。
2	高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進	2	高齢者安全・安心アドバイザー事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	高齢者家庭を直接訪問して行う交通安全指導及び特殊詐欺等の防犯指導は、高齢者の安全・安心意識の高揚に極めて効果が大いだと認められ、継続して推進する必要がある。
3	飲酒運転等悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの推進	3	交通指導取締り活動事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	悪質、危険及び迷惑性の高い交通違反に対する指導取締りの強化は、運転者の規範意識の向上及び交通事故の抑止を図る上で効果が高く、県民の安全・安心を確保するためにも継続して推進する必要がある。
4	安全で快適な交通環境の整備	4	交通安全施設整備・維持管理事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	交通情勢の変化や県民ニーズに的確に対応し、交通の安全と円滑化を図り、交通死亡事故を抑止するため有効な事業であることから、今後も道路標識等の交通安全施設を計画的かつ継続的に整備し、特に一部の老朽化した施設については早急な建て替えを検討するなどして推進する必要がある。
		5	交通信号機整備事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	交通情勢や県民ニーズの変化に的確に対応し、交通の安全、円滑化及び利便性を図り、交通死亡事故を抑止するため、交通信号機等の交通安全施設の整備は必要性、有効性、効率性が極めて高い事業であり、今後も継続的に整備を推進する必要がある。
5	非行少年を生まない社会づくりの推進	6	総合的な少年非行の防止事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	少年の規範意識の向上や被害防止活動、次代を担う少年の健全育成に取り組む活動は、地域社会が一体となって取り組むべきものであり、その必要性、効率性が認められるところ、毎年、非行少年の目標値を見直すなどして、継続して推進する必要がある。
		7	「なまはげ」少年サポート事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	スクールサポーターの知識、経験を生かした活動は、学校や地域社会における少年の非行防止、児童・生徒の安全確保を図るために有効であるほか、学校、地域、関係機関とのパイプ役として必要で効果的な事業であることから、継続して推進する必要がある。
		8	チャイルド・セーフティ・センター「子どもSOS24」事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	チャイルド・セーフティ・センターは、少年から寄せられるSOSや各種相談への対応、たまり場等を巡回しての少年への声掛け、学校や保護者等からの要望に応じての非行防止・犯罪被害防止教室の開催など、少年の非行・犯罪被害防止や健全育成のみならず、地域の環境浄化にも有効性が認められる。また、本年度、勤務体制を見直ししたところであり、社会的貢献度の高さからも、継続して推進していく必要がある。
6	被害者の視点に立った警察活動の推進	9	犯罪被害者対策推進事業	A	A	A	A	現状維持で継続	継続 (現状維持)	犯罪被害者支援推進事業は、「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行され、「犯罪被害を考える日」が制定されるなど県全体として犯罪被害者支援施策が推進される中において、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減や、地域社会全体で犯罪被害者を支える気運の醸成を図るものであり、有用かつ効果的な事業であり、継続して推進していく必要がある。